723
6.9.10

福県医発第1647号（地）
令和６年９月９日

各 医 師 会 長　　殿

福 岡 県 医 師 会
会　長　蓮　澤　浩　明
（公 印 省 略）

# 令和６年度における年金生活者支援給付金の支給に関する対応について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年法律第102号）に基づく年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）については、令和６年度に新たに給付金の支給対象となる方に対して、支給事務を行う日本年金機構より、簡易な給付金請求書（はがき型）が送付されることになっております。

しかしながら、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者の中には、介護施設入所者等の介護保険サービスを利用している方や、在宅の場合であっても、ご自身だけでは手続きが困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃることが想定されます。

これを踏まえ、今般、厚生労働省より上記対応に関する給付金の請求手続き等に関して、介護施設等から給付金対象者等に対する必要な助言等を可能な範囲で行っていただくよう、通知が発出された旨、日本医師会を通じて情報提供がございましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、すでに給付金を受給している方については新たな手続は不要とのことです。

記

（添付資料）

○令和６年度における年金生活者支援給付金の支給に関する対応について（協力依頼）
（令和６年８月28日　老高発0828第１号、老認発0828第１号、老老発0828第１号、年管管発0828第１号　厚生労働省老健局高齢者支援課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長、老健局老人保健課長、年金局事業管理課長）

以上

---

小郡三井医師会より

介護保険担当理事　柳大三郎
会長　島田昇二郎

日医発第 979号（介護）
令和６年９月３日

都道府県医師会
介護保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
江　澤　　和　彦
（公印省略）

令和６年度における年金生活者支援給付金の支給に関する対応について

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）については、令和６年度に新たに給付金の支給対象となる方に対して、支給事務を行う日本年金機構より、簡易な給付金請求書（はがき型）を送付されるところです。

しかしながら、簡易な給付金請求書(はがき型)対象者の中には、介護施設入所者等の介護保険サービスを利用している方や、在宅の場合であっても、ご自身だけでは手続きが困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃることが想定されます。

これを踏まえ、今般、厚生労働省より上記対応に関する給付金の請求手続き等に関して、給付金対象者等に対する必要な助言等を可能な範囲で行っていただくよう、通知が発出されましたので、情報提供いたします。

なお、すでに給付金を受給している方については新たな手続は不要とのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

（添付資料）

○令和６年度における年金生活者支援給付金の支給に関する対応について（協力依頼）
（令和 6 年 8 月 28 日　老高発 0828 第 1 号、老認発 0828 第 1 号、老老発 0828 第 1 号、年管管発 0828 第 1 号 厚生労働省老健局高齢者支援課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長、老健局老人保健課長、年金局事業管理課長）

以上

老高発 0828 第１号
老認発 0828 第１号
老老発 0828 第１号
年管管発 0828 第１号
令和６年８月 28 日

各 都道府県・市町村
介護保険主管部（局）長　殿

厚生労働省　老健局高齢者支援課長
（　公　印　省　略　）
老健局認知症施策・地域介護推進課長
（　公　印　省　略　）
老健局老人保健課長
（　公　印　省　略　）
年金局事業管理課長
（　公　印　省　略　）

令和６年度における年金生活者支援給付金の支給に関する対応について
（協力依頼）

厚生労働行政の推進につきまして、平素から格段の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成 24 年法律第 102 号）に基づく年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の支給事務※1を行う日本年金機構（以下「機構」という。）では、令和６年度に新たに給付金の支給対象となる方に対して、簡易な給付金請求書（はがき型）（別添１）を送付することとしております（すでに給付金を受給している方については新たな手続は不要）。具体的には、主として以下の区分に応じて関係書類が送付されます。

- 令和６年４月１日時点で基礎年金を受給しており、かつ、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）対象者」という。）に対しては、機構から、令和６年９月２日以降順次、簡易な給付金請求書（はがき型）※2を、年金関係の通知をお送りしている住所へ送付します。
- 65 歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方（以下「老齢基礎年金新規

請求者」という。）に対しては、機構から、65 歳の誕生月の約３カ月前に、Ａ４サイズの給付金請求書（以下「給付金請求書」という。）が、年金請求書と同封して送付されます。

・　障害基礎年金又は遺族基礎年金を新規に請求する方に対しては、その方からの請求により機構から年金請求書にあわせて給付金請求書が送付されます。

・　その他の方（例：特別支給の老齢厚生年金の受給者、老齢基礎年金の繰上げ受給者、共済組合（私学事業団を含む。以下同じ。）へ基礎年金を請求する方※3等）に対しては、受給する年金に応じた給付金の案内等が送付されます。

※１　給付金は毎年、前年の所得等に基づく支給判定を行い、当該支給判定に基づく支給対象期間は、10 月から翌年９月までです。

※２　簡易な給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼って郵便ポストへ投函することにより請求手続を行っていただきます。

※３　以下のような場合が該当します。

・　共済組合のみに加入していた方が老齢基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

・　共済組合に加入している期間中に初診日がある方が当該病気やケガにより障害基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

・　共済組合の加入者であった方が亡くなった場合に、加入者の遺族が遺族基礎年金の請求書を共済組合に提出する場合

これらを受けて、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者、老齢基礎年金新規請求者、障害基礎年金又は遺族基礎年金の新規請求者等（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等」という。）は、それぞれ簡易な給付金請求書（はがき型）又は給付金請求書（以下「簡易な給付金請求書（はがき型）等」という。）を機構に提出する必要がありますが、その際、介護施設入所者等の介護保険サービスを利用している方や、在宅の場合であっても、御自身だけでは手続が困難であり、周囲のサポートを必要とする方がいらっしゃることが想定されます。

つきましては、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等が給付金の請求手続を円滑に行えるように、下記の御対応をお願いしたいので、貴管内介護施設等への周知方よろしくお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言である旨申し添えます。

記

１　簡易な給付金請求書（はがき型）等が届いたことを確認した場合の対応

簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等が居住する関係施設へ簡易な給付金請求書（はがき型）等が封入された封筒（別添２）が届いた場合や、介護職員等が簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等の自宅等を訪問した際に、この封筒が届いていることを確認した場合は、簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等に対して、その封筒を確実にお届けいただいた上で、

①　封筒の中身が、給付金を受け取るための大切なお知らせであり、御自身で内容を十分に御確認いただく必要があること

②　給付金を受け取るためには同封されている簡易な給付金請求書（はがき型）に氏名等を記入し、目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函していただく必要があること、また、簡易な給付金請求書（はがき型）についてはなるべく記載の締切日までに届くようご提出いただきたいこと

③　御不明点等については、「給付金専用ダイヤル」又はお近くの年金事務所に御相談いただきたいこと（別添３のリーフレットの電話番号を参照）

をお伝えいただく等、可能な範囲での御協力をお願いいたします。

なお、簡易な給付金請求書（はがき型）については、記載の締切日までにご提出いただけなかった場合もお手続きは可能ですが、令和７年１月６日までに届くようご提出いただけなかった場合、給付金は令和７年２月分以降からのお支払いとなり、令和６年 10 月分から令和７年１月分までの給付金を受け取ることが出来ませんので、その点にご留意いただき、早期にお手続きされるようお伝えください。

２　御自身による確認等が困難な場合の対応

簡易な給付金請求書（はがき型）対象者等が、認知症等により、御自身にて簡易な給付金請求書（はがき型）等を確認することが困難といった事情がある場合は、介護職員等から、御家族、身元引受人又は後見人等に対して、その封筒を確実にお届けいただくとともに、簡易な給付金請求書（はがき型）等の確認を依頼していただくよう、可能な範囲での御協力をお願いいたします。

なお、簡易な給付金請求書（はがき型）等の氏名等を自筆で書くことが困難な場合には、代理人等が代筆することが可能です。

３　管轄の年金事務所との連携

御不明点等がある場合には、お近くの年金事務所へ御相談ください。

（参考）

年金生活者支援給付金制度の概要等については、以下の厚生労働省ホームページも御参照願います。

https://www.mhlw.go.jp/nenkinkyuufukin/index.html

別添１：簡易な給付金請求書（はがき型）
別添２：簡易な給付金請求書（はがき型）封筒
別添３：簡易な給付金請求書（はがき型）同封リーフレット

| 基礎年金番号 |
| --- |
| |

**令和6年12月支払いのため**

**令和6年9月30日**

**までに届くよう投函してください**

**上記の期限を過ぎてご提出されると、お支払いが令和7年１月以降となる場合があります。**

| 支援給付金見込額（月額） |
| --- |
| 円 |
| 給付金種別 |
| 年金生活者支援給付金 |

詳細は、裏面をご確認ください。

# 年金生活者支援給付金請求書

←二次元コードは、事務処理で使用するため、汚さないでください。

年金生活者支援給付金を請求します。

| 提出日 | 令和　年　月　日 |
| --- | --- |

| 氏　名 | （フリガナ） | 電話番号 |
| --- | --- | --- |
| | | |

| 基礎年金番号 | | 生年月日 | | 種別コード | |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |

**※上記の太枠内を必ずご記入ください。**

◎ 日本年金機構では、市町村から請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報の提供を受けて、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

2409 1018 003

切り離してご提出ください

郵便はがき

〒119−0182

**杉並南郵便局留**

**【東京都杉並区高井戸西3−5−24】**

**日本年金機構　行**

カスタマバーコード

〒

住所

氏名

差出人

〈切り取り線〉

お手数ですが切手をお貼りください。

このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者支援給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、お早めにお手続きをお願いします。
年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給されるものです。

●年金生活者支援給付金の見込額（月額）は裏面のとおりです。

※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。

※見込額欄が「＊」で表示の方には、審査後に決定通知書等でお知らせいたします。

**ご記入の際は、**
**同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内」をご覧ください。**

見本

# 年金生活者支援給付金請求書（ハガキ形式）送付用封筒

## 年金生活者を支援する給付金を受け取るための大切なお知らせです。

料金後納
郵便

重要手続き書類在中

開封前に、もう一度あて名をご確認ください。
他人あての郵便物が届いた場合は、開封せず、郵便物の表面に「誤配達」と記入して、郵便ポストに投函してください。

日本年金機構
Japan Pension Service
〒168-8505
東京都杉並区高井戸西３丁目５番２４号

見本

---

## ⚠ 開封前に、もう一度あて名をご確認ください。

他人あての郵便物が届いた場合は、お手数をおかけしますが、開封せずに郵便物の表面に「誤配達」と記入して、郵便ポストに投函してください。

あなたは年金生活者支援給付金を受け取ることができます。
給付金を受け取るために、この封筒の中に入っている請求書をお早めにご提出ください。

※このマークは、音声コードです。
このお知らせの内容を音声で聞くことができます。

『日本年金機構ホームページ』
https://www.nenkin.go.jp/
日本年金機構　検索
二次元コード

2409 1018 001

見本

別添３

# 年金生活者支援給付金請求手続きのご案内

（令和6年度）

**年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入金額やその他の所得が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。**

- ✓ 本案内は年金生活者支援給付金を受け取ることができる方に、ご案内しています。
- ✓ 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に、必要事項をご記入の上、令和6年9月30日までに届くようご提出ください※１。

## ■ 請求手続きの流れ

① 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入

② 目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函

- 審査結果の通知が到着
- 支給決定の場合は、お支払い月の上旬に、振込通知書が到着

③ 年金と同時に、年金生活者支援給付金を受給※２

【ご注意ください】

※１ 令和6年9月30日までに請求書が届くようにご提出いただけなかった場合も手続きは可能です。ただし、令和7年1月6日までに請求書が届かなかった場合、請求した月の翌月分からのお支払いとなり、令和6年10月分から令和7年1月分までの年金生活者支援給付金は受け取れません。

※２ 年金生活者支援給付金のお支払いは、２カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

見本

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

日本年金機構
Japan Pension Service



2409 1018 002

# はがき（年金生活者支援給付金請求書）の書き方と見方

## ■ 記入例

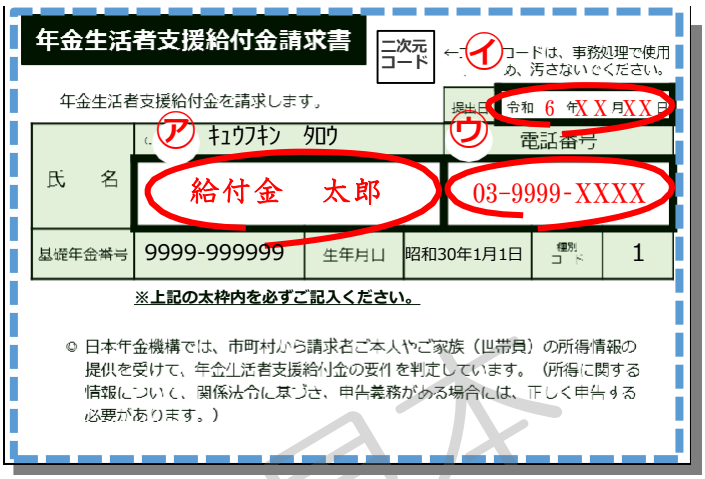

① 下記㋐～㋒をすべてご記入ください。

㋐ はがきのあて名に記載のある氏名をご記入ください。

㋑ 提出する日をご記入ください。

㋒ 日中連絡のとれる電話番号をご記入ください。

② 請求書を切り取り線に沿って切り離してください。

③ 同封の目隠しシールを、請求書にお貼りください。

④ 切手を貼り、郵便ポストへご投函ください。

※ はがき（年金生活者支援給付金請求書）は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等を貼ったりしないでください。

## ■ 年金生活者支援給付金の見込額

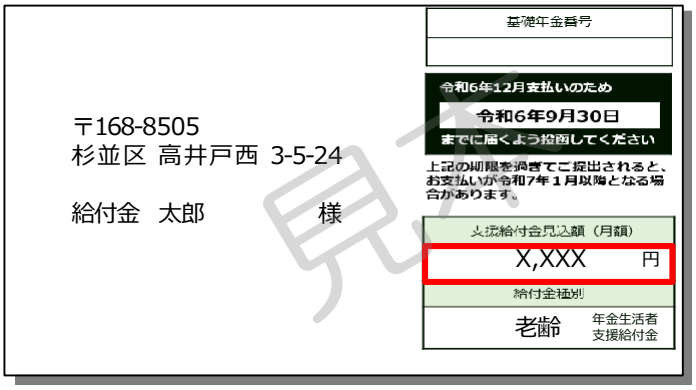


◯赤枠の見込額（月額）は、令和6年8月時点で受給している年金をもとに算出しています。

※ 現在、受給している年金の種類や保険料納付済期間等により、実際に受け取ることができる給付額は、この見込額と異なる場合があります。また、見込額欄が「＊」で表示の方には、審査後に決定通知書等でお知らせいたします。

○ 給付額の計算方法は、裏面をご覧ください。

# お問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ！

**『給付金専用ダイヤル』** ： **０５７０－０５－４０９２（ナビダイヤル）**※

０５０から始まる電話でおかけになる場合は **（東京）０３－５５３９－２２１６**

※ ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。なお、通話料金定額プランの対象外となります。

＜受付時間＞

| | | |
|---|---|---|
| 月 曜 日 | 午前 8:30 ～ 午後 7:00 | ＊ 月曜日が祝日の場合、翌開所日は午後7:00まで。 |
| 火～金曜日 | 午前 8:30 ～ 午後 5:15 | ＊ 土・日・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。 |
| 第２土曜日 | 午前 9:30 ～ 午後 4:00 | |

○ お問い合わせの際は、はがき（年金生活者支援給付金請求書）をご用意ください。

（注）間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

見本

# 支給要件と給付額の計算方法

※本パンフレットに記載の給付額等は令和6年8月時点の金額です。

## 給付金種別が「老齢」の方

### ■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

① ６５歳以上で、老齢基礎年金※１を受けている

② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている

③ 前年の年金収入金額とその他の所得の合計が以下のとおりである※２

〇昭和31年4月2日以後生まれの方

・老齢年金生活者支援給付金…789,300円以下

・補足的老齢年金生活者支援給付金…789,300円を超え889,300円以下

〇昭和31年4月1日以前生まれの方

・老齢年金生活者支援給付金…787,700円以下

・補足的老齢年金生活者支援給付金…787,700円を超え887,700円以下

※１ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※２ 障害年金・遺族年金等の非課税収入は含まれません。

### ■ 給付額

#### (1) 老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります。

① 保険料納付済期間に基づく額（月額）＝5,310円 × 保険料納付済期間 / 480月

② 保険料免除期間に基づく額（月額） ＝11,333円※ × 保険料免除期間 / 480月

※ 保険料免除期間に乗じる金額は、毎年度の老齢基礎年金の改定に応じて変動します。

・昭和31年4月2日以後生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,333円、保険料1/4免除期間は5,666円となります。

・昭和31年4月1日以前生まれの方は、保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は11,301円、保険料1/4免除期間は5,650円となります。

#### (2) 補足的老齢年金生活者支援給付金

保険料納付済期間に基づく額に調整支給率を乗じて得た金額となります。

5,310円 × 保険料納付済期間 / 480月 × 調整支給率※

※ 昭和31年4月2日以後生まれの方:（889,300円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷ 100,000円
昭和31年4月1日以前生まれの方:（887,700円－前年の年金収入金額とその他の所得の合計）÷ 100,000円

注 昭和16年4月1日以前に生まれた方は、生年月日に応じて480月を短縮します。

## 給付金種別が「障害」の方

### ■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

① 障害基礎年金※１を受けている

② 前年の所得が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※２ 」以下である

※１ 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

※２ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

### ■ 給付額

障害等級により給付額は異なります。

○ 障害等級が１級の方 ： **6,638円（月額）**

○ 障害等級が２級の方 ： **5,310円（月額）**

見本

## 給付金種別が「遺族」 の方

### ■ 支給要件

以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

① 遺族基礎年金を受けている

② 前年の所得が「4,721,000円＋扶養親族の数×38万円※ 」以下である

※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

### ■ 給付額

○ **5,310円（月額）**

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,310円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

## 留意事項

### ■ 請求手続き

- 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定していますので、原則、課税証明書等の添付は必要ありません。
  - ※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。
  - ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
  その際は「年金生活者支援給付金 不該当通知書」をお送りします。

### ■ 給付額の改定

- 給付額については、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）が行われます。
- 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書」をお送りします。

### ■ 年金生活者支援給付金が支給されない場合

※このご案内をお送りした方も同様です。

- 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
  ① 日本国内に住所がないとき
  ② 年金が全額支給停止のとき
  ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、『給付金専用ダイヤル』または年金事務所にご相談ください。

### ■ 世帯構成が変更になった場合等

- 所得等の要件により不該当となった方でも、世帯構成の変更や所得の更正等により支給要件に該当した場合は、あらためて請求書をご提出いただくことで年金生活者支援給付金を受給することができますので、お早めにご相談ください。

### ■ ご記入が困難な場合

- 請求書の氏名などを自筆でご記入いただくことが困難な場合には、代理人がご本人の氏名などをご記入いただけます。

見本